

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		公共下水道等占用許可の取り消し	
根拠条例・規則等名		さいたま市下水道条例、さいたま市下水道条例施行規則	
条 項		条例第 3 0 条 規則第 2 2 条	
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 下水道管理課 (電話：048-646-3248) 建設局 南部建設事務所 下水道管理課 (電話：048-840-6248)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	【未設定】 占用許可の決定と同様、事案ごとに占用許可の取り消しを総合的に判断するため、具体的な基準をあらかじめ設定することは困難である。	
	設定等年月日	年 月 日設定	年 月 日最終改正
備 考			